

# 一般社団法人北海道公認心理師協会 役員報酬規程

制定 2022年3月16日

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道公認心理師協会（以下、「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報 酬)

第2条 役員は無報酬とする。

## (費 用)

第3条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用を弁償することができる。費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。

## (改 廃)

第4条 本規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

## (補 則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

## 附則

1 本規程は、2022年3月16日より施行する。